

婚姻届の書き方

届出できる場所は原則夫又は妻の本籍地及び住所地です。
 黒インク、ボールペンで書いてください。※消えるボールペンで書かないでください。
 この婚姻届は富田林市以外の市区町村でも提出することができます。

婚姻前の氏で全部事項証明書(戸籍謄本)の字体通りに記入してください。

住民登録している住所を記入してください。
 ※婚姻届と同時に住所を変更する場合は、新しい住所を記入してください。住所変更する場合は別途手続きが必要です。
 ※市役所の開庁時間内に限ります。

婚姻前の本籍地を全部事項証明書(戸籍謄本)通りに記入してください。

実父母の氏名及び続柄を記入してください。養父母がいる場合、養父母の氏名はその他欄に記入してください。

同居も挙式もしていない場合は記入不要です。
 未来の年月は記入できません。

同居する前の世帯の主な仕事にチェックしてください。
 ※職業は国勢調査の年のみ記入してください。

婚姻届		受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号
令和 〇 年 〇 月 〇 日届出		長印	
大阪府富田林市長 殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附 票	住民票
		通 知	
(1) 氏 名	夫 になる人 甲野 幸雄	妻 になる人 乙川 福子	
生 年 月 日	昭和・平成 62 年 3 月 3 日	昭和・平成 元年 10 月 10 日	
(2) 住 所	大阪府富田林市 常盤町1番地1号	大阪府富田林市 常盤町1番地1号	
本 籍	鹿児島県奄美市 大字〇X1010番地4	徳島県鳴門市 〇△町10番地	
父母の氏名	父 甲野 太郎 母 松子	父 乙川 一郎 母 梅子	
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏 妻の氏 大阪府富田林市常盤町1番地		
同居を始めたとき	平成・令和 〇 年 12 月		
初婚・再婚の別	初婚 再婚		
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯		
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業		
その他	届出人 夫 甲野 幸雄 妻 乙川 福子		
住所を定めた年月日	電話番号(昼間連絡がとれるところ)		
夫 平成 年 月 日	夫 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (方)		
妻 平成 年 月 日	妻 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (方)		

持参するもの

- 婚姻届書 1通
- 届出人(夫・妻)が押印した印鑑
- 夫と妻の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※本籍地に届け出る場合は不要です。
- 提出者の本人確認書類(運転免許証・パスポート・個人番号カード等)
 - ※夫又は妻一方及び双方が未成年の場合→その未成年者の父母の同意が必要です。父母の同意書を持参するか、「その他」欄に下記のように署名押印してください。
 - 「この婚姻に同意します。父〇〇 ×男 ④」「この婚姻に同意します。母〇〇 △子 ④」
 - ※夫又は妻の一方及び双方が外国籍の場合→添付書類等が異なります。届出を予定している市区町村にお問い合わせください。

記入の注意

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください)。届書は、1通でさしつかえありません。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。届書の記載内容に不備がある場合や各種手続きが発生する場合は、改めてご来庁いただくことがあります。

証 人	
署 押 名 印	丁山 竹乃 印 丙田 大吉 印
生 年 月 日	昭和・平成 8 年 1 月 5 日 昭和・平成 60 年 11 月 22 日
住 所	大阪府相原市X△町五丁目 大阪府堺市〇〇区XX
本 籍	奈良県桜井市〇X台二丁目 大阪府堺市〇〇区XX

婚姻の事実を知る成人2名の署名押印が必要です。印鑑は各自別々のものを使用してください。

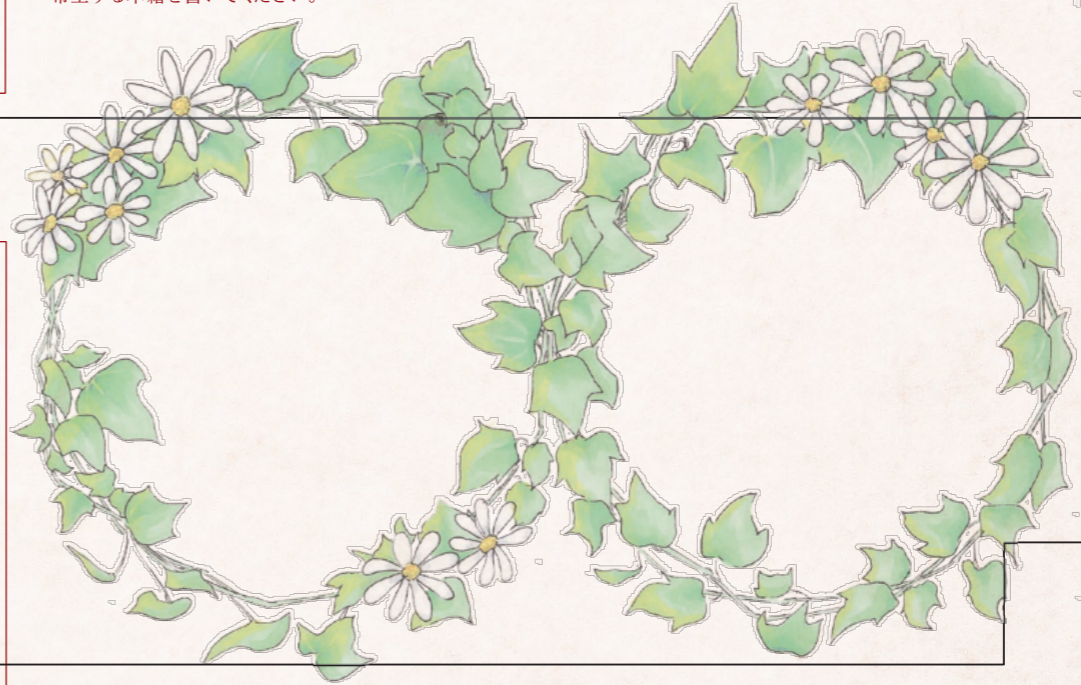
婚姻後に夫と妻、どちらの氏を名乗るか選択してください。(夫婦になるお二人で話し合って決めてください。)

・選択した氏の人(3)の戸籍で筆頭者でない場合
 →婚姻によって夫婦について新しい戸籍がつけられます。
 新本籍をどこにするか決めて、記入してください。
 ※本籍地は届出時に存在する住所・地番に限られます。
 地番の変更等により、婚姻前と同じ本籍地には新たに戸籍を編製することができない場合があります。
 新本籍が置けるかどうか事前に該当の市区町村にお問い合わせください。

・選択した氏の人(3)の戸籍で既に筆頭者の場合
 →新本籍欄の記入は不要です。
 現在ある選択した氏の人(3)の戸籍に、もう一方が入籍します。
 ※本籍地を変更したい場合は別途「転籍届」が必要です。

婚姻前の氏名で自署し、押印してください。

日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。



「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 □には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。
 ◎印は各自別々の印を押してください。
 ◎届出人の印をご持参ください。